

解体工事業の建設業許可に係る経過措置が平成31年5月末で終了します。

平成30年8月

京丹後市総務部入札契約課

解体工事業が新設された平成28年6月1日時点で、「とび・土工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、経過措置により、平成31年5月末までは解体工事を請け負えますが、同年6月1日からは「とび・土工事業」の許可では、解体工事を請け負うことができません。

引き続き解体工事を請け負う場合は、「解体工事業」の許可が必要となり、本市が発注を行う工事に参加する場合は、あわせて「解体工事業」について経営事項審査を受けておくことが要件となりますので速やかに手続きをお願いします。